

## 〔参 考〕

### 森林整備関係公共事業(民有林)について

#### 1 造林関係事業

- ・森林の有する公益的機能の高度発揮や安定的な林業経営の基盤となる森林資源の整備を図るため、森林所有者等が行う植栽、保育、間伐等の事業。
- ・平成12年度当初国費 509億円
- ・造林関係事業の代表的な事例についての実質的な負担割合は、国が51%、都道府県が17%、森林所有者が32%となっている。なお、市町村による上乗せは、民有林の存する約3千市町村のうち27%の市町村(823市町村)で実施(H9年度実績)。

#### 2 林道事業

- ・効率的な林業経営の展開や森林の適正な維持管理等の推進を図るために、都道府県又は市町村等が行う林道の開設又は改良に関する事業。
- ・平成12年度当初国費 770億円
- ・平成11年度の負担割合の平均 国50.1%、都道府県36.4%、市町村13.3%、受益者負担0.2%

#### 3 治山事業

- ・森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図るために、国又は都道府県が行う保安施設事業及び地すべり防止工事に関する事業。
- ・平成12年度当初国費 1,548億円
- ・平成11年度の負担割合の平均 直轄治山：国73.3% 都道府県26.6%、補助治山：国52.1% 都道府県47.9%